

一 職工団ノ状況

既報職工団ハ工場側ノ回答案ヲ一蹴シ組合勢力ヲ以テ抗争スルヲ有利ナリト爲シ本月二十日午後三時評議会金届労働者組合九條市岡支部幹部大枝久次郎米沢知幸池上善吉ノ産援ヲ受ケタルカ等ハ職工代表トナリ専ラ爭議ノ對策等指導セルノ外工場側トノ交渉ニ当リ居レルカ本月廿一日常備職工全部ノ解雇言渡ヲ受ケルヤ一層反感ト氣勢ヲ加ヘ田結ヲ固メ抗争スヘク本月廿三日港區市場通二丁目全職工安田清勇方ニ爭議因本部ヲ設置シ今日更ニ次記要求届ヲ再提出シ目下誠首職工詰メ切リ上田支配人トノ交渉ヲ避ケ極力所在ヲ疎シ居ル社長ト直接会見ヲ焦リ居レリ

要 求 書

一 解雇者ニ對シ左記ノ通り解雇手当ヲ支給ノコト

ト

(1) 勤続一ケ年未満ハ日給ノ七十日分

(2) 一ケ年以上ハ一ケ月ヲ増ス毎二日給ノ五日分ヲ

加算スルコト

一 帰国旅費トシテ左ノ通り支給スルコト

妻帯者七十円 独身者五十円

二 工場主側ノ状況

全会社ハ全支配人上田長之助ノ個人經營トシテ会社組織ニ変更シ現社長神田清右衛門ハ殆トシテ形式的社長ニシテ實質的ニ現上田支配人ノ掌ヲ握レル状況ニシテ亦神田社長ハ所在ヲ晦シ居レルカ亦産業職工ノ急業氣分濃厚トナリ作業能率低下セリトテ本月二十一日上田支配人ハ作業場ニ常備職工全部ヲ集存セシメ当日限リ解雇スル旨言渡シ翌二十二日臨時職工約十五名ヲ補充シ作業中ナルカ職工代表ニ對シ社長ハ東京及北陸方面ニ旅行中ナリトシテ確案